

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月21日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21510040

研究課題名（和文） 水俣病事件の教訓と環境法政策の基本原則

研究課題名（英文） Lessons drawn from the Minamata Disease cases and principles of environmental law and public policy

研究代表者 樺島 博志（KABASHIMA HIROSHI）

東北大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00329905

研究成果の概要（和文）：水俣病事件の実証研究から得られた主たる成果として、水俣病事件にかかわる一連の訴訟を、公共訴訟・現代型訴訟と位置づけることにより、法の失敗が引き起こされる制度的要因を解明した。この成果は、福島原発事故の損害賠償スキームにも適用することができた。理論面での基本原則にかかわる成果として、K.W.カップによる「社会的費用」の理論に依拠して、今日の地球温暖化問題にかかわる環境問題に対する基本的視座を獲得した。

研究成果の概要（英文）：Concerned with the lessons drawn from the Minamata Disease cases the main outcome is the clarification of the institutional mechanism why the Minamata cases could not be resolved adequately in favor of victims through the civil and public law litigations. This dysfunction of legal system can be identified also in the current Fukushima meltdown cases. Theoretical achievement consists in founding the notion of “social costs” according to K. W. Kapp in terms of the global warming and environmental preservation.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：複合新領域

科研費の分科・細目：環境学

キーワード：環境影響評価・環境政策

## 1. 研究開始当初の背景

水俣病事件は、事件発生の1956年から1967年の新潟水俣病第1次訴訟の提起、1985年の熊本第2次訴訟控訴審判決へと至るなかで、大規模な社会問題へと展開した。この30年のなかで、公害・環境法制が整備され、公害・環境法政策理論も大きく進歩を遂げた。環境法政策理論も、現実の実践的課題に主眼をおいて展開され、こうした社会全体の文脈

の中から、実務家と研究者の協力により“環境権”の理念が提唱された。

1980年の熊本第3次訴訟の提訴、1996年の政治解決を経て、2004年の関西訴訟最高裁判決までの20余年の間に、水俣病事件関係だけでも相当数の下級審判決が蓄積され、他の公害裁判の裁判例と比較検討が可能となった。こうした実務の積み重ねのなかから、過失・無過失責任、複数原因競合、共同不法

行為、割合的因果関係、行政裁量権収縮といった環境法・環境政策の一般理論・一般原理がつつぎと提起され、各論点につき学説の整理と理論の枠組が整えられた。

そして、関西訴訟最高裁判決の2004年以降、今日に至るまでの間に、熊本で第4次訴訟が、新潟で第3次訴訟が提起され、政府・自治体が、あらたな紛争解決策を模索するなど、事件それ自体が収束したわけではない。こうした一連のなかで、本研究は、法と社会の歴史的展開のなかから、法実務と法理論にかかわる研究を遂行するものである。

## 2. 研究の目的

本研究の一つの柱は、水俣病事件について、新潟・熊本の第1次訴訟から関西訴訟に至るまで関与してきた坂東克彦弁護士（新潟弁護士会）の有する膨大な訴訟関連資料を収集整理することにより、訴訟内外における裁判をめぐる実証研究を遂行することに存する。実証研究を通じた研究の目標は、これまで展開してきた「法の失敗」の概念を手がかりとして、裁判による大規模紛争解決の限界について、その原因を明らかにすることに存する。さらに、権力分立制の観点から、裁判を通じた行政のコントロールの失敗として“法の失敗”の問題系を解明する。

これらの実務に定位した実証的研究と並んで、水俣病事件にかかわる環境法政策の基本理念として、K.W.カップの提唱した「社会的損失」をめぐる理論の現代的意義を明らかにすることとする。「社会的損失」の概念とは、公害は、直接の被害者のみならず、その家族に負担をかけ、地域経済を損ない、最終的には社会全体に損失をもたらす、という認識である。カップの理論に依拠することによって、地球温暖化と地球環境問題にかんして、公正な費用負担を導くための法政策原理として、“汚染者負担原則”の理論的基礎が獲得される。

さいごに、A.バルツィによる「操作可能性」の批判的考察を手がかりに、科学技術の発展と成長の限界の問題系を解明する。この解明により、地球レベルでの持続可能な平和的共存の条件として、社会的損失の衡平な配分のための均衡点が示されることとなる。

## 3. 研究の方法

新潟第1次訴訟から関西訴訟に至るまで水俣病事件に関与してきた坂東克彦弁護士の所蔵する膨大な訴訟関連資料について、全10万点と推定される資料のうち、未整理の3万点程度を対象に、坂東氏自身の解説を付したうえで、「新潟県立環境と人間のふれあい館-新潟水俣病資料館-」に収蔵する。

理論的側面の研究として、“法の失敗”の概念を、大規模紛争解決にかかわる英米法学

の理論を参考に解明する。とりわけ、集団代表訴訟 Class Action、懲罰的損害賠償制度 punitive damages 都の比較において、潜在被害者の取りこぼしと損害回復の機会費用に対する法システムの機能不全を解明する。法の失敗の概念の理論的解明においては、適宜、N.ルーマンの法社会学を参照する。

基本理念にかかわる研究として、“社会的損失”と“操作可能性”の観念に着目する。前者はK.W.カップの経済理論に、後者はA.バルツィの実践哲学に、それぞれ依拠しつつ、現在の地球温暖化問題と地球環境問題という文脈に位置づけたうえで、それぞれの観念の現代的意義を探求する。

## 4. 研究成果

①訴訟・裁判例にかかわる実証研究の成果として主なものは、樺島博志「現代型訴訟としての水俣病事件」大石眞、土井真一、毛利透（編）『各国憲法の差異と接点—初宿正典先生還暦記念論文集』成文堂（2010）383-417頁。

である。本稿において、2009年7月の水俣病特措法の制定をふまえて、アメリカ法における公共訴訟との対比で日本の現代型訴訟の概念を明らかにし、水俣病事件をめぐる一連の民事・行政裁判について、現代型訴訟の特質を明らかにするという観点から、法的争点を分析し評価を行った。そのうえで、水俣病事件訴訟は、現代型訴訟の特質を典型的に備えているものの、司法権による事件解決としては不十分な面が残っており、その解決のためには、アメリカ法のクラスアクション、構造的差止命令、懲罰的損害賠償の制度を参考にすることができることを明らかにした。

②環境法政策の基本理念にかかわる理論研究の成果として主なものは、樺島博志「社会的費用、成長の限界、成長の権利—国際環境法への法哲学的アプローチ—」GEMC Journal No. 5（2011）pp. 20-31。

である。本稿は、地球温暖化問題に対する法哲学から得られる指針の解明を試みたものである。地球環境問題に対する京都議定書をはじめとした国際法の展開を概観した後、地球温暖化問題の責任の所在を、カップによる「社会的費用」の概念をてがかりに明らかにし、そこから「成長の限界」が画されるとするローマ・クラブの提言の意義を明らかにした。そのうえで、「成長の権利」を有する中進国・途上国の利益と、環境負荷に対する「社会的費用」の負担との調整原理を、配分的正義の見地から明らかにすることを試みた。

③さいごに、本研究計画の2年目に東日本大震災し、福島原発事故が起こったため、環境法政策の問題として、本研究の実証的・理論的成果をふまえて、原発事故損害賠償の問題解明を試みた。その成果は英語により、

KABASHIMA, Hiroshi: "Settlement in pollution cases - contribution to the dispute resolution of the Fukushima nuclear power plant's melt down", GEMC journal no. 6 (2012)pp. 14-25.

として公表した。本稿は、日本の法的紛争解決の発展を、和解期、訴訟期、立法期の三期に分け、それぞれの紛争解決方法の長所と短所を明らかにした上で、福島原発事故の賠償問題につき、法的賠償スキームの特徴と問題点を明らかにした。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

① KABASHIMA Hiroshi: "Settlement in pollution cases - contribution to the dispute resolution of the Fukushima nuclear power plant's melt down", GEMC journal no. 6 (2012) 14-25.

② 樺島博志 「国・自治体の責務とその限界」ジュリスト No. 1427 (2011) 9-14.

③ 樺島博志 「社会的費用、成長の限界、成長の権利—国際環境法への法哲学的アプローチ」 GEMC Journal No. 5 (2011) 20-31.

[学会発表] (計7件)

① KABASHIMA Hiroshi: "Settlement in pollution cases - contribution to the dispute resolution of the Fukushima nuclear power plant's melt down", Hagi Seminar 2011, Tohoku University Global COE, Workshop: "Nature Catastrophe, 2011/10/14, Tohoku University, Sendai, Japan.

② KABASHIMA Hiroshi: "Social Costs, limits to growth, right to growth: approaching global environment oriented to philosophy of law", 25th IVR World Congress of Philosophy of Law and Social Philosophy, 2011/8/19, Frankfurt am Main, BRD.

③ 樺島博志 「社会的費用、成長の限界、成長の権利」環境法政策学会 2011年度第15回学術大会第4分科会 2011/6/19 国学院大学.

④ 樺島博志 「社会成本、増長的極権と増長的権利—国際環境法の法哲学思考」全球治理と国際法治, 国際学術検討会 2010年7月31日 吉林大学理論法学研究中心.

⑤ 樺島博志 「坂東克彦資料から見た新潟水俣

病, 聞き手」新潟水俣病発生公式確認 45年企画「資料でたどる新潟水俣病—坂東克彦弁護士史料より」2010年7月4日新潟県立環境と人間のふれあい館.

⑥ 樺島博志 「現代型訴訟の特質と限界—水俣病事件をてがかりに」学術創成研究「ポスト構造改革における市場と社会の新たな秩序形成」平成21年度第8回エンフォースメント部会研究会 2010.02.27 京都大学法学部, 法経北館3階, 第13演習室.

⑦ KABASHIMA, Hiroshi: "Thinking about Provisions against the Failure of Law - A Study on Minamata Cases in Public Law Litigation in Japan", IVR 24th World Congress (Beijing), Working Group 9 "Constitution and Rule of Law, 2009.09.19, 北京, 友誼賓館, 報告要旨集 Abstracts, Special Workshops and Working Groups II, pp. 466-469.

[図書] (計2件)

① (共著) 大石真, 土井真一, 毛利透, 服部高宏 (編著) 『各国憲法の統合と差異』初宿正典先生還暦記念論文集, 成文堂 2010, 樺島博志 「現代型訴訟としての水俣病事件」383-417頁.

② (共著) 張文頭, 徐顕明編『全球化背景下東亜的法治与和諧』山東人民出版社 2009, 樺島博志 「司法审判中公害問題的解決及其限界」(李哲范訳) 571-579頁.

[産業財産権]

なし

[その他]

なし

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

樺島 博志 (KABASHIMA HIROSHI)  
東北大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号: 00329905

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし